

**広島地方最低賃金審議会**  
**第3回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会**  
**議事要旨**

開催日時	令和6年10月21日（月）13時54分～15時21分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		

議 事 要 旨

1 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について

事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。

労働者代表委員は、「我々が一番こだわりたいのは、縮まり続ける地質との格差の反転である。第1回の専門部会において、使用者側委員からの『人手不足を補うため、数字で表し、他府県に流れない、県内でも自動車産業から他産業に流れない、魅力ある産業に見えるようにしていく』という言葉に、同様の思いを持っている。中小、零細企業の事情は無視できないので、組織内議員に対して様々な要請をかけていきたい。また、価格転嫁を着実に進めていくため、エンドユーザーである国民に、いいものはそれなりに値段がするということ、それがメイドインジャパンのブランドを守ることになることを浸透させたい。併せて、中小・零細企業が安心して賃上げできる補助策を上部団体、組織内議員を通じて関係省庁に働きかけていきたい。人材不足は広島県に関わらず全体の課題である。中小・零細企業の労働者が、県内他産業あるいは近隣県の自動車部品製造企業の賃金を知る機会があった場合、そちらに行かないようにすることが必要である。来年以降も課題感を共有し、継続的に協議を進めて行くためにも、現状の998円を54円引上げて1,052円を提示したい。」との金額提示があった。

使用者代表委員は、「特定最低賃金自体は、未組織労働者と組織労働者の差を補完するという機能があり、未組織と組織がある中小企業の賃金アップ水準を考えざるを得ない。連合広島の300人未満規模の企業の賃金引上げ率4.53%を基に45円を提示したい。」との金額提示があった。

その後、公益代表委員が、労働者代表委員及び使用者代表委員と個別に協議を重ね、現行の特定最低賃金額998円を50円引き上げて1,048円とする公益案を提示し、採決の結果、全会一致で結審となった。

10月30日に開催予定の第557回広島地方最低賃金審議会にて部会長報告を行うことが了承された。

2 その他

今後の審議会の開催予定。

第557回広島地方最低賃金審議会

日 時 10月30日（水）14時～

会 場 合同庁舎2号館6階7号会議室

(異議申出があった場合)

第 558 回広島地方最低賃金審議会

日 時 11 月 15 日 (金)